



平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会社名 新光電気工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 清水 満晴
コード番号 6967 東証第1部
問合せ先 コーポレートコミュニケーション室長
清野 貴博
Tel (026) 283-1000 (代)

定款の一部変更に関するお知らせ

本日開催された取締役会において、来る6月24日開催予定の第80回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役の経営責任をより明確化するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、定款第22条（任期）について所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、定款第28条（取締役の責任免除）および第36条（監査役の責任免除）の規定の一部を変更するものであります。
なお、定款第28条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第22条（任期） 取締役の任期は選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は他の在任取締役の任期満了の時までとする。</u>	第22条（任期） 取締役の任期は選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
第28条（取締役の責任免除） 当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 当社は会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に、</u> 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	第28条（取締役の責任免除） 当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 当社は会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役（業務執行取締役等を除く）との間に、</u> 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第36条（監査役の責任免除）</p> <p>当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>第36条（監査役の責任免除）</p> <p>当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 24 日（水曜日）
平成 27 年 6 月 24 日（水曜日）

以 上